

◎広域振興局等設置条例及び岩手県保健所設置条例の一部を改正する条例（条例第45号）

1 広域振興局等設置条例の一部改正

- (1) 広域振興局体制への移行に伴い、題名を「広域振興局設置条例」に改めるとともに、所要の改正をすることとした。（題名、第1条～第3条関係）
- (2) 県央、沿岸及び県北の広域振興圏に設置する広域振興局の名称、位置及び所管区域を次のとおり定めることとした。（第2条関係）
 - ア 県央広域振興圏に設置する広域振興局の名称を盛岡広域振興局とすること。
 - イ 沿岸広域振興圏に設置する広域振興局の名称を沿岸広域振興局とするとともに、その位置を釜石市とし、所管区域を宮古市、大船渡市、陸前高田市、釜石市、気仙郡、上閉伊郡及び下閉伊郡（普代村を除く。）とすること。
 - ウ 県北広域振興圏に設置する広域振興局の名称を県北広域振興局とするとともに、その位置を久慈市とし、所管区域を久慈市、二戸市、下閉伊郡のうち普代村、九戸郡及び二戸郡とすること。

2 岩手県保健所設置条例の一部改正

花巻保健所及び北上保健所を統合し、岩手県中部保健所を設置することとした。（第1条関係）

3 施行期日等

- (1) この条例は、平成22年4月1日から施行することとした。（附則第1項関係）
- (2) 次に掲げる条例の一部を改正することとした。（附則第2項～附則第13項関係）
 - ア 岩手県県税条例
 - イ 過疎地域における県税の課税免除に関する条例
 - ウ 農村地域における県税の課税免除に関する条例
 - エ 行政手続条例
 - オ 中心市街地における県税の不均一課税に関する条例
 - カ 森林病虫害等防除法施行条例
 - キ 特定非営利活動法人に係る県税の課税免除に関する条例
 - ク 低開発地域工業開発地区における県税の課税免除に関する条例を廃止する条例
 - ケ 岩手県産業廃棄物税条例
 - コ 特定区域における産業の活性化に関する条例
 - サ 岩手県県税条例の一部を改正する条例（平成18年岩手県条例第42号）
 - シ 企業立地の促進等のための集積区域における県税の課税免除に関する条例
- (3) 所要の経過措置を講ずることとした。（附則第14項関係）

◎岩手県の事務を市町村が処理することとする事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例（条例第46号）

- 1 家庭用品品質表示法の一部改正に伴い、所要の整備をすることとした。（別表第2関係）
- 2 農地法第3条第1項の農地等の所有権の移転等の許可等に係る事務のうち新たに知事の権限に属することとされた事務を盛岡市等28市町村が処理することとした。（別表第2関係）
- 3 農地法第4条第1項の農地の転用の許可（同一の事業の目的に供するための2ヘクタール以下の農地に係るものに限る。）等に係る事務のうち新たに知事の権限に属することとされた事務を盛岡市及び大船渡市が処理することとした。（別表第2関係）
- 4 農地法の一部改正に伴い、所要の整備をすることとした。（別表第1、別表第2関係）
- 5 施行期日
この条例は、農地法等の一部を改正する法律（平成21年法律第57号）の施行の日から施行することとした。ただし、1は、公布の日から施行することとした。（附則関係）

◎下閉伊郡川井村の宮古市編入に伴う関係条例の整備に関する条例（条例第47号）

- 1 次に掲げる条例について、所要の整備をすることとした。（第1条～第3条関係）

- (1) 警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例
 - (2) 漁業取締事務所設置条例
 - (3) 岩手県の事務を市町村が処理することとする事務処理の特例に関する条例
- 2 施行期日等

- (1) この条例は、平成22年1月1日から施行することとした。(附則第1項関係)
- (2) 所要の経過措置を講ずることとした。(附則第2項、附則第3項関係)

◎地球温暖化対策等推進基金条例(条例第48号)

- 1 二酸化炭素の排出の抑制を目的として行う施設又は設備の整備、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理等を推進するための事業に要する経費の財源に充てるため、地球温暖化対策等推進基金(以下「基金」という。)を設置することとした。(第1条関係)
 - 2 基金に積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算で定めることとした。(第2条関係)
 - 3 基金に属する現金の保管方法等について定めることとした。(第3条関係)
 - 4 基金の運用益金の処理について定めることとした。(第4条関係)
 - 5 財政上必要がある場合の繰替運用について定めることとした。(第5条関係)
 - 6 その他基金の管理に関し必要な事項は、知事が定めることとした。(第6条関係)
- 7 施行期日等
- (1) この条例は、公布の日から施行することとした。(附則第1項関係)
 - (2) この条例は、平成24年12月31日限り、その効力を失うこととした。(附則第2項関係)

◎屋外広告物条例の一部を改正する条例(条例第49号)

- 1 屋外広告物法第3条から第5条まで、第7条及び第8条の規定に基づく条例の制定及び改廃に関する事務を、同法第28条の規定に基づき、景観法の規定に基づく景観行政団体である平泉町が処理することとした。(第34条、別表第2関係)
 - 2 その他所要の整備をすることとした。(目次、第33条、第35条～第42条、別表第1関係)
- 3 施行期日等
- (1) この条例は、平成22年4月1日から施行することとした。(附則第1項関係)
 - (2) 所要の経過措置を講ずることとした。(附則第2項、附則第3項関係)

◎建築士法施行条例の一部を改正する条例(条例第50号)

- 1 二級建築士及び木造建築士の登録の実施に関する事務等を社団法人岩手県建築士会に行わせ、及び当該事務に係る手数料を当該法人の収入とすることとした。(第3条関係)
 - 2 二級建築士免許証又は木造建築士免許証の書換え交付又は再交付を受けようとする者から手数料を徴収することとした。(第6条関係)
 - 3 二級建築士及び木造建築士の登録に係る手数料の額を増額し、及びその名称を変更することとした。(第7条関係)
 - 4 二級建築士免許証又は木造建築士免許証の書換え交付手数料及び二級建築士免許証又は木造建築士免許証の再交付手数料の額を定めることとした。(第7条関係)
 - 5 その他所要の整備をすることとした。(第4条～第9条関係)
- 6 施行期日等
- (1) この条例は、平成21年12月1日から施行することとした。(附則第1項関係)
 - (2) 所要の経過措置を講ずることとした。(附則第2項関係)

◎一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例(条例第51号)

- 1 土壌汚染対策法の一部改正に伴い、所要の整備をすることとした。(第8条の3関係)
- 2 施行期日

この条例は、土壌汚染対策法の一部を改正する法律(平成21年法律第23号)の施行の日から施行することとした。(附則関係)

◎岩手県手数料条例の一部を改正する条例（条例第52号）

- 1 土壌汚染対策法の一部改正に伴い、汚染土壌処理業許可申請について手数料を徴収することとした。（別表第2関係）
- 2 施行期日等
 - （1） この条例は、土壌汚染対策法の一部を改正する法律（平成21年法律第23号）の施行の日から施行することとした。ただし、（2）は、公布の日から施行することとした。（附則第1項関係）
 - （2） 所要の経過措置を講ずることとした。（附則第2項関係）

◎岩手県県税条例の一部を改正する条例（条例第53号）

- 1 地方税法の一部改正に伴い、農地の利用集積のための農地売買等事業など一定の事業に係る土地の取得に対して課する不動産取得税の納税義務の免除等の対象となる者に農地利用集積円滑化団体を加えることとした。（第64条の6、第64条の7、附則第23条の3関係）
- 2 地方税法の一部改正に伴い、所要の整備をすることとした。（第64条の9関係）
- 3 施行期日等
 - （1） この条例は、農地法等の一部を改正する法律（平成21年法律第57号）の施行の日から施行することとした。（附則第1条関係）
 - （2） 所要の経過措置を講ずることとした。（附則第2条関係）

◎岩手県収入証紙条例の一部を改正する条例（条例第54号）

- 1 建築士法施行条例の一部改正に伴い、指定登録機関に納める手数料について証紙による収入の方法により徴収しないこととした。（別表関係）
- 2 岩手県保健所使用料等条例の一部改正に伴い、保健所に納める使用料及び治療料について、証紙による収入の方法により徴収する手数料等から除くこととした。（別表関係）
- 3 施行期日
この条例は、平成21年12月1日から施行することとした。ただし、2は、公布の日から施行することとした。（附則関係）

◎高等学校等生徒修学支援基金条例（条例第55号）

- 1 経済的理由により修学が困難な高等学校等の生徒に対する教育の機会の確保に資するための事業に要する経費の財源に充てるため、高等学校等生徒修学支援基金（以下「基金」という。）を設置することとした。（第1条関係）
- 2 基金に積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算で定めることとした。（第2条関係）
- 3 基金に属する現金の保管方法等について定めることとした。（第3条関係）
- 4 基金の運用益金の処理について定めることとした。（第4条関係）
- 5 財政上必要がある場合の繰替運用について定めることとした。（第5条関係）
- 6 その他基金の管理に関し必要な事項は、知事が定めることとした。（第6条関係）
- 7 施行期日等
 - （1） この条例は、公布の日から施行することとした。（附則第1項関係）
 - （2） この条例は、平成24年12月31日限り、その効力を失うこととした。（附則第2項関係）

◎岩手県立学校設置条例の一部を改正する条例（条例第56号）

- 1 市町村合併に伴い、岩手県立宮古高等学校川井校の位置について下閉伊郡川井村を宮古市に変更することとした。（第2条関係）
- 2 岩手県立東和高等学校、岩手県立胆沢高等学校、岩手県立遠野高等学校情報ビジネス校、岩手県立宮古高等学校川井校及び岩手県立久慈高等学校山形校を廃止し、並びに県立高等学校の学科の一部を廃止することとした。（第2条関係）
- 3 施行期日
この条例は、平成22年4月1日から施行することとした。ただし、1は、同年1月1日から施行することとした。（附則関係）

◎岩手県公安委員会の管理に属する事務手数料条例の一部を改正する条例（条例第57号）

1 特定任意高齢者講習手数料の額を減額することとした。(別表第7関係)

2 次に掲げる手数料を新たに徴収することとした。(別表第6関係)

- (1) 認知機能検査手数料
- (2) 技能講習手数料
- (3) 年少射撃資格認定申請手数料
- (4) 年少射撃資格認定証書換手数料
- (5) 年少射撃資格認定証再交付手数料
- (6) 年少射撃資格講習手数料

3 次に掲げる手数料の額を増額することとした。(別表第6関係)

- (1) 所持許可者猟銃等所持許可申請手数料
- (2) 銃砲刀剣類所持許可申請手数料
- (3) 技能検定手数料
- (4) 許可更新申請手数料
- (5) 記載許可更新申請手数料
- (6) 射撃教習資格認定申請手数料
- (7) 射撃練習資格認定申請手数料

4 その他所要の整備をすることとした。(別表第6関係)

5 施行期日

この条例は、平成21年12月4日から施行することとした。ただし、1は、公布の日から施行することとした。(附則関係)